五災

害

○人とある。同一七年に続く台風の被害により、 道および広島西方を経て一一日に日本海に出た。 一日から観測開始の運びとなった(『気象百年史』)。 のである。 に堤防内の堆積が多くなり、 災害件数三三〇のうち、 加えてきたものであるが、 る乱流の状態であったのであろう。 まなましい記憶にあるものをここに書きとどめより。古くは、重信川・大谷川は洪水の度ごとに流れを変え Ħ 『愛媛県史概説下巻』に県下の風水害について、 県下に風水害をもたらした台風は、一〇日、 設立の必要を提唱、 慶長五年(一六〇〇)ころから、だいたい現状に近い河状に改修され、その後、年々維持改良を 台風によるものが一一六件を占めている。その中で、 同二一年一一月、 明治以後洪水によっ 河川が天井化し、 堤防が完備すればするほど、 県議会は測候所設立を可決、翌二二年七月着工、 堤防決壊の場合は、 て被害が度重なった。 被害は、 松山測候所設立の気運が高まり、 沖繩方面付近より北東に進み、 安政四年(一八五七)から百年間のものを記載している。 石手川堤防決壊、 また山村の開発が進めば進むほど、 はなはだしい農業災害をもたらしてきた 特に、 櫛生村の山岳崩壊など、 明治一九年(一八八六) 特に記録に残るもの、 愛媛師範学校教諭小野太 九州の南東部より豊後水 翌二三年一月 死者八 九月一 洪水時 またな

Ö 大正一二年 大惨事をもたらした。 (二九二三) 七月一一日~一二日と猛雨続きのため、 一二日午後、 石手川決壊、 八〇余町の水田流失、 県下全般にわたって明治初年以来の未曽 伊予郡大谷川の出水もはなはだ

日九十二万七年八十前田

B た。 矢取川も出水して神崎伊予神社付近に濁流氾濫し、 つ決壊をするか も知れな ι, ので、 消防員総出 動し、 その流水は、 郡中署からも芝署長以下現場に出 松前方面の稲に被害を与えた。 動、 警戒に

の假橋流失し南伊予松山線の県道は浸水し交通不能となる(『梅南新聞』)。 出合点より二町上手字木屋見と称する所、十二日午前九時決壊余土村一円濁海と化す。 て十三日、午後警鐘を乱打し、手に手にくわを持って百五十余名が横田村におしかけたのである。出合河原俄然決壊…… なり、今回の大出水に復旧が間に合わず、下三谷七○鈴 下三谷部落民百五十余名激憤して横田部落に殺到す。 たので、復旧工事を急いでいたが、最初工事を南伊予村下三谷と横田と両部落が請負っていた。 ……北伊予村横田では、 (七○町歩)に浸水したのである。これは復旧工事怠慢だとし 前回の水害で大谷川が決壊し危険にひん 郡中線復旧見込立たず、 それが個人の請負と 中河原

床上浸水二万七、 である。 測候所開設以来の降雨量であった。 の雨量は、松山地方平均雨量五か月分が四日間に降ったことになり、明治二三年 H の海上に達し、 付近に発生し、 では、 「本海に出た。 昭和 一八年 県下の被害は死者一一四名、行方不明二〇名、 二三日朝に至り、 。このため降雨連続し、記録的豪雨となった。松山測候所五四〇ゞ (一九四三) 七月二一日~二四日、 二三日ころまでほとんど停滞気味で、 発達しながら北西に進み、二二日一八時に室戸岬南方五〇〇偐 〇二〇戸 ついに出合橋水量標七・二層を示し、 堤防決壊一、 第15図は台風による県下の雨量を示すもの ○七四か所などとなっている。 この台風は一七日サ 二四 日愛媛県を北上して 家屋全壊一、 午前九時北伊 三三戸 1 パ 松前 ン島

昭和18年7月20日~25日の県 第15図 下の雨量

埋没一、 は 予村徳丸地さきの左岸堤防が決壊し、 当時の様子を次のように語っている。 七三〇紛(一、七三〇町歩)の莫大な被害を受けた。 続 いて、 岡田地区六か所 徳丸堤からの濁流を直接受けた中川原の人 (大小合わせ二五か所) も決壊、 耕 地の 流失

中川原の部落内の道は、腰から上まで水があるので通れないため西へまわり、 濁流の本流は中川原へ真ほこに来た。床上七〇f*ほどあり、 いそうなので避難させた。泳いでついてきた。 大間への道の所、国木泉の所など数か所が決壊して枕木がブラブラになっているので、はって渡った。 土べいは一尺水につか 今でも柱や壁にその跡が残っている。畳を積んで避難した。 2 たら倒れるものである。 鉄道線路を通って北伊予小学校 L たが って、 へ避難し すべ 牛が

にこ

める

反撥力

は起ち上る・逞しき復興の槌音

聲涙下る

災害復興の記事(愛媛合同新聞) 第16図

れいに並んでい

た記憶が残って

列にき

いる。原町の米俵もたくさん流れ

期で、

つると共に流され、水のひ 各水田のあぜに一

た後、

平均約一〇吋)

ちょうど収穫時

を多くつくって

いたが

(農家では

で水がひい

たと思う。

当時は西瓜

て倒れてしまった。三日間くらい

てきた。

もか のため連日陣頭指揮を行い つぎ作業にも従事した。 の相川 知事 は 今 次災害復旧 相川 モ ッ コ **4**Π

像以上に急迫している。皇軍は戦闘には絶対負けな 毒に存じます。国家の現状、戦局の現段階、諸君の想 この現状は涙なくして見られない。まことにお気の

食糧がなかったら日本はどうなるかわからんで そのためにはどうしても食糧を増産せねばなら

今回の災害は私も実に心痛しているのです。

第17図 (愛媛合同新聞)

ならぬ。私も大いにやる。諸君もうんと頑張ってくれ

これしきのことで悄気てはならぬ。

気を落としては

……」知事の目から涙がハラハラと落ちた。「諸君、

報信書によって次書者村の、あるひは一つの指問とも近り、難いては現情なられ、何毛のにもがけぬ闘弾をもつて取材・共復興に署める村の現場報告である。と はが現状の火の畑くたからつてのち、「肌の飛ばれる自らが比別する時間が Θ

加せず、總力を上げて復舊に敗閩 伊州州 岡田村を訪ふ

ずで極めて猛烈なもので、

枕崎に上陸後、

愛媛県の

枕崎台風の気圧六八七・五 同九年の室戸台風に優ると

月一七日の枕崎台風は、 も劣らぬものであった。

人々は、災害とともに鍬を握ってたち上がった。 長・烏谷助役を先頭に、土に生きるこの村の多くの

終戦の傷心さめやらぬ昭和二〇年(一九四五)九

岡田村も大小合わせて二五か所決壊

喜安村

なった。 不明二三名などとなっている。稲作被害総反別三、 八矧に達し、風杯飛散し、これ以上の記録はとれなかった。これは、松山地方気象台創立以来の最強風速と 北西端を経て能登半島の東方に去った。松山では、 (『愛媛県史概説下』)。 なお、 瞬間最大風速は秒速四二・一脳であった。 五〇〇粉(一、 五〇〇町歩) は反当平年作六俵に対し、 一七日一八時より風は強くなり、二〇時四〇分秒速二四 七〇〇於(三、七〇〇町歩)、中糯・ 県下の被害状況は、死者一五九名、 三俵という五割減の不作であ 晩稲七二〇町歩は収 傷者三二八名、 行方

松前町半壊一戸(松前町青果物倉庫)であった。 ともしなかっ 松前町では一七日、 た。翌朝風がやみ、 風雨烈しく、 表に出てみると、 夜になって一段とその烈しさを増し、家が倒れるのではない 晩稲の糯が真白になっていた。 北伊予村家屋倒壊一戸、 かと、まんじ

ている。 設を設定してきた。 た。その後、 三〇デであった。七日から降り始めた雨はやまず、一〇日に至り松前町出合橋量水深は六・ に堤防は各所に 同二〇年一〇月一〇日、 重信川は直轄河川改修工事を施工することになり、 おいて決壊した。 同四一年四月一 枕崎台風に続いて阿久根台風の来襲を受け、 上高柳もこの時、 Ħ 一級河川として指定され、 内土手を含めて三か所の決壊をみ、 河床の低下をはかるとともに護岸・水利施 さらに改修事業が進めら 大災害を受けた。 川原と化してしまっ 松山 一
が
に
達
し
、 机 測候所 現在に至 つい

事は罹災地の勤労奉仕隊に向かっ

て話し

あった。

六 水利と水論

1 松前地域の水利

業をたたえている。 た。これによって、 治水 加藤嘉明・足立重信の治水の業績をしのび、 足立重信による重信川水脈付替工事は、 松前地域一〇〇〇町歩におよぶ米作は安定し、 重信川の河身を固定化し、その乱流と氾濫を著しく制圧し 長く 「佐馬助殿堤」・ 村々の画期的な発展の基礎が確立した。 「重信川」の名を伝えて、その偉

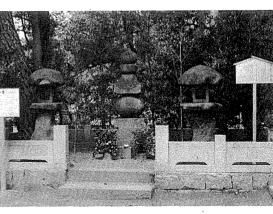
る。神取泉・杜 若泉などの泉井浚えなどはしばしば郡普請として実施されている。タネスヒッ゚ タキーラばヒ 的施設は自普請として村落共同体の手で行うが、幹線的な泉井の開発、 灌漑 ・木・藁・繩など諸色入費は藩の負担であった。 治水と相まって、 用水・用排水路の開発、 整備も農業再生産の必須条件となる。 補修は藩の手で御普請として行われ この場合、 村落内部の毛細管 人足の扶持米、

なお水利をめぐる村落共同体間の水論は頻発しており、 なかでも麻生水論は、 伊予水論史上最大の騒動で

まっ

市の井手

重信川の左岸にある八瀬から水をひき入れてい



になる量ではない。これが双方の間の長年におよぶ水論の禍根をつくっていたのであっ の上流側にある小樋井手の堰門を堰き止める 小樋筧のこぼれ水を受けるし (一七〇三) の夏、 第24図 足立重信の墓(松山市山越) 干天続きのため上野・ かない。 ぎない。 出作村 中程から北に折れて市之井手の上を通過するが、 という二つの井手があった。 る所は筧で用水が通るようにできている。 底を貫通しているが、 の用水路は平行 下麻生村(新谷領)の用水、 市の井手に堰き入れる水がなくなり、 しかもこのこぼれ水は微々たるもので、 大洲領・天領)八倉村(大洲領)徳丸村 (松山領) しかも、 上流に小(古) して西流し、重信川の支流である矢取川の川 南側にある麻生方の小樋井手は、 五か村の田地用水となっていた。 八倉。徳丸。出作 両水路の間隔はわずかに二~三間にす 市の井手は南神崎村 樋井手、 小樋井手は上麻生村 下流に市(一)の井手 ・神崎の五か村 た(第25 市の井手掛りの下五 もし八瀬の取入口 とうてい (宮之下村 この通過す 26図参照)。 (松山領) 八倉村の この二つ

か村の田地は、

水論勃発

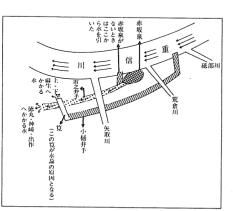
元禄一六年

は自然消滅した。 水を市の井手へ落とす。 にき裂を生じ、 稲の枯死目前に迫る。 麻生農民激こうし紛糾を生じたが、 ために七月二一日夜、 同月二九日より大雨となり大事に至らず、 多数で押し寄せ小樋筧の一部を切り落とし、流 水論

に添木を打ち、 享保九年(一七二四)大干ばつにより小樋を切り落とすかどらか 定法を協定して落着させ大事に至らずに終わる。 で水論がもち上が る。 役人の仲裁で、

復旧し、 き落とす、 生の農民たちは 徳丸・出作各村と申し合わせて、 下五か村の気勢を助長することになる。同年夏の干ばつにあたり 宝曆一一年(一七六一) 三〇〇人ほどで騒ぎたてたが、 そのうえさらに麻生村へ乱入して 公料を鼻にかけて狼籍した」(『大洲旧記』)。 「堪忍なりがたし」と怒り、 宮之下村・上野村が天領すなわち幕府直 享保の定法を破って小樋を引 藩の裁きでようやく静 押し 「老人子供とも かえして堰を 両麻 、新たに天領となっ に轄地となる。 この天領になったことが、 た宮之下 ・上野が 八倉

論は、 が、 日八倉・宮之下 明和水論 関係農民の間に流血の惨を招来し大騒動となっ 小樋井手を切り落としたため、 明和八年 ・上野・徳丸・出作の下五か村の農民七〇〇 (一七七一)の大干ばつに端を発した水 両麻生勢二〇〇余名は、 た。 六月



第25図 市之井手と小樋井手

を出した。 市の井手を横に堰き上げ、 組頭・百姓代など三七〇余名が、 同年一二月には勘定奉行松平右近将監から、 騒ぎが大きかったこと、天領から死者が出たことのため、 水を残らず小樋井手へ堰き入れた。 翌明和九年(一七七二)二月諸役人付添いで郡中港を出発 関係者を備中代官へ差し出すよう命ぜられた。 この矢取川の乱闘で死者二名と多数の重傷者 大洲藩も公式に幕府に届けねばならな 心備中へ 各村の

出頭した。

当時備中代官所陣屋は倉敷にあり、

出張陣屋が笠岡

倉敷および笠岡へ出頭した村々は次のとお



に設けられていた。 である。

倉敷代官所代官万年七郎右衛門取調 新谷藩御領下麻生村分(八四名)、

笠岡代官所代官野村彦右衛門取調 徳川幕府御領宮之下村分 (七九名)、上野村分 (四名)、 松山藩御領徳丸村分(五九名)、 出作村分(五一名)、

御領上麻生村分(五九名)、

牢舎に繋がれたが、 中で下麻生村組頭兵右衛門が、 両麻生村の者は一年以上投獄の責苦にあったが、 味を受けた者の内、両麻生村の者は始め 他の者はいずれも宿預かりという形であっ 発議者であると名のり出たこと から加害者扱い 審理の途

が、お叱りのみで取り調べも終わり、両村は人数割りで過料という処分であっ 役人・百姓等一○○余名であった。 科料等さまざまであった。 安永三年(一七七四)二月二三日、倉敷において判決があり、兵右衛門は死罪、 兵右衛門の刑は即日執行された。 小樋へ集結したこと、

大詰となった。

集』·菅菊太郎

『愛媛県農業史』・仙波貢

『徳丸灌漑沿革史』による)。

互いに打ち合わした事情などについて聴取された 徳丸・出作両村の呼び出しを受けた者は庄屋・

その他は重追放・

た

(『大洲旧記』

『御替地古今

左衛門は推されてその任に当たり、 事であるだけに、 赤坂泉の開設 何人もすすんでその衝に当たろうとしなかった。 明和水論があって間もないころ、 全精力を傾注して、 麻生村の赤坂泉開さくが 天明元年 (一七八一) 安永三年 問題になって (一七七四) 十か年近くの歳月を費やして 釣吉村庄屋阿部万 l, た。 それが難工

泉文書』伊予市立図書館蔵 されるに至る。 赤坂泉開設により 寛政八年 一の井手はこれに用水を仰ぐことになり、 (一七九六) ごろの、 一の井手掛り五か村田地畝数はつぎのとおりである(『赤坂 長年にわたる確執の禍根は絶たれ、 水論も解

百四町六反二畝壱歩 の井手掛下五ヶ村田地畝数

三拾三町九反五畝壱歩

八倉村

弐拾三町四反六畝拾四歩

弐拾壱町 九町弐反拾六歩

徳丸村 上野村

宮下村

出作村

3 夫婦泉と上井手

現在も重要な用水源となっている。 開さくされた湧水泉である。 夫婦泉の開設 夫婦泉 (第27図) 北泉は享保九年(一七二四)、南泉は北泉に隣接して宝暦七年(一七五七) とは北泉と南泉をさすが、 両泉とも森松村に徳丸村が開さくした泉で、

により、 に日夜奔走していた庄屋安永孫四郎は、 年の大干ばつはその探索に拍車をかけ、 でいることが、 に隣接する新泉増設を計画したが麻生・井門両村に反対される。 市の井手の取水に苦しんできた徳丸は、 久米郡代官の協力を得て新設したのが北泉である。 代官村上政右衛門を動か その開さく方を藩に願い よらやく対岸の森松村下河原の地に豊富な伏流水を発見し 赤坂泉の開設に先だって用水源の探索に余念がなかっ その斡旋により森松・井門両村の庄屋を説得し、 しかし、干ばつ時にはなお不足するので、 しか 出る。 さいわい時の代官春日与兵衛の尽力 徳丸村が藩主への御膳米を献上し 新泉掘さくに た。 た。 北泉

この北・ 南両泉は夫婦泉あるい は森松泉とも l, わ れる (第27図)。 ともに面積は一反歩前後で、 泉掛り畝

五〇町歩で徳丸耕地の過半に達して l.s

た。

り浚えをめぐって森松村との間にしばしば紛糾があった。 で和解をみたが、 る川浚えに端を発した森松方との紛争は深刻であった。 上井手紛争 夫婦泉養水を重信川を横断して徳丸部落に引水する用水路が上井手である。 このときの和解協定はつぎのとおりである さいわい なかでも安政三年(一八五六) 大事に至らず代官奥平三左衛門 の大干ばつにおけ この上井手の掘 の取計らい

(『徳丸村区長蔵文書』)。

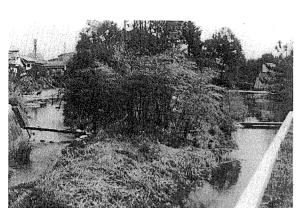
為取替申定書之事

徳丸村旱渇之節、前ニ浮穴郡ヨリ 後右御願申上問敷候事 大落水之儀御願申上来候処、

弐ヶ所泉井手筋共浚方之儀、当時之形其侭ニ而、浚方隻入方共徳 丸村一手切存寄次第可致事、

弐ヶ所泉井手筋共、当時之有形為不相狂、石垣栅建石相調寸尺相 別紙絵図為取替候事、

尤両横共此後継足等痛之節ハ、 但石垣之儀ハ、都テ高サ五尺ニ相究築方致、向後堀増相成根石狂 ニ相成候節は、底へ継足築直シ可申、栅之儀ハ四尺杭ニ而弐尺折 残弐尺之分栅ニ相成、向後堀増ニ相成候節ハ底 両村立会之上徳丸村ョリ取繕可



第27図 夫婦泉。向かって左北泉、右南泉(松山市森松)

第三章 近

弐ヶ所泉井手筋共、砂置床之儀是迄之通之事、 尤羽口ョリ裏栗石共入三尺土台無ニテ築直シ方致候事、

但柳茨下刈之儀ハ、徳丸村ヨリ勝手ニ執計、元伐等致候節ハ、 森松村へ掛合立会之上伐方致候事、

南泉所東悪水落口壱ヶ所有之、其余ニハ無之事、

組頭

伊予郡徳丸村御庄屋

組頭 高市三右衛門

次 殿 殿

九郎

(下略)

杜若泉と横井手

以上の協定書にもとづいて徳丸村庄屋・組頭に対し、泉井手浚方について御諭書が下された。

六・七年(一七二一~ 一七二二)の洪水で埋没したこの泉の復旧普請の記録(『立石表泉杜若泉所覚書』中川 (第28図)は、藩政以来中川原部落の重要な養水泉であった。 杜若泉の復旧 昭和二七年(一九五二)、 その水利権を放棄解消した重信川対岸井門部落にあった杜 若泉 杜若泉の開さく年代は明らかでないが、 享保

原区長蔵)が、 次のようにその経緯や泉の規模などを伝えている。

元文二二五年

伊予郡中川原村用水浮穴郡井門村之内

巳四月メ

立石表泉杜若泉所覚書

杜若泉上分水場所関ゟ下

浮穴郡井門村之内立石表泉杜若泉丑寅両年大水つぶ連辰才ニ両村者共立合相極申候

一長五拾間

横壱間三尺

一長三拾弐間

横四間

一長百弐拾六間

横拾四間

225

224

但井手筋南側土手外砂置方之儀、是迄之通之事、

井手筋浚方之節、砂持運道筋六ヶ所之事、

井手筋両岸立木之儀浚方障害ニ相成候分ハ徳丸村ニ伐除候事、

一井手筋両側岸欠痛之筋ハ、 徳丸村ョリ取繕候事、

但出水ニテ田面水押等ニテ痛出来之節ハ、森松村ヨリ取繕候事

浮穴郡森松村

同 次郎右衛門

新左衛門

豊島重郎

安政三辰年十月

源

但南北江堀土上江七百弐拾六間 巾六間土置場

〆弐百八間

浮穴郡井門村之内、立石表泉杜若泉古来ゟ当村用水ニ在来申候、 弐拾六間場所南 = 置場根置六間 = 置申候、 相改申候ハ、上一番長百弐拾六間横八間都合長弐百八間之内、百 郷筒御出ニ而御座候、其節両村庄屋与頭立合、右泉間寸土置場共 方人足ニ而御堀セ被下候、其節御裁許御手代林三次殿役人庄屋 付御堀セ被下、其節夫高千弐百九拾八人夫食弐拾弐俵被下置、郡 立石表杜若泉堀之儀御願申上候得ハ、御代官所も御夫積リ被仰 新田前泉堀リ申候、郡方人足五百人仰付御堀セ被下候、翌年辰春 衛門様之御願申上候得ハ、右泉所大破御座候故、同村与三右衛門 候ニ付、卯歳田方植付ヶ相成不申候ニ付、其節之御代官中島関右 拾七年以前丑寅両年之洪水津ぶ連、 泉形チ無御座候様ニ相成申 (下略)

元文三午年二月七日

中川原庄屋 凊 蔵

与頭 忠左衛門

甚兵衛

右之通泉場所之義願出申候間御見分被仰付候様に被仰上可被下候、

以上、

杜若泉上長サ50間 巾 4間 杜若泉中長サ32間 巾 4間 土 長サ 126間 土 巾 14間 場 (内置場 6間) 井手筋

第28図 杜若泉・立石泉の図(現松山市)

(大庄屋) 安 窪 田 儀右衛門

長 嘉 六

この泉床浚えは、その後御普請としてしばしば実施されている。 享保九年(一七二四)復旧した泉は、 東西二〇八間におよぶ一連の杜若上泉・ 中泉・ 立石表泉を総称し、

要である。 **うに重信川河床を横掘する。** 牲を払っている。 横井手 洪水のたびごとに溝渠は流失埋没の危険にさらされるので、 杜若泉養水を中川原部落の耕地へ導く用水路が横井手である。この井手筋も徳丸の上井手筋のよ 杜若泉の用水権を放棄した現在でも、 重信川の表流水を導くために横掘りは必 藩政時代以来長年にわたり多大の犠

その一 るが、 松前地域においては最も重要な役割を果たしてい 南黒田の一一か村、灌漑面積は明和八年(一七七一)一九一町歩におよんでいる。用水源からみて神取泉は、 社からその西方加佐部落の長尾谷川沿いに一四の泉が一連のように存在していた。この泉掛り 一三年(一七二八)当時、 泉掛りの 端を記すと次のようである。 享保ごろの泉の規模、 村 重信川旧河道の豊富な浅層地下水を湧水源とする神取泉 鶴吉・南釣吉・横田・大溝・永田・東古泉・寺町・筒井・浜・黒田 その後の掘り浚え普請などを『神取泉文書』(伊予市北本龍太郎蔵) た存在であった。 神取泉の開さく年、 (第 29 • 30 図 その経緯は不詳であ は、 か の村々は享保 つては伊予神 (北黒田)・ によって、

同所下泉

長四拾五間 長六拾弐間

横折テ 横折テ

七間三尺

壱反壱畝八歩 三反壱畝廿六歩

拾五間弐尺五寸

畝

鶴吉村安井泉横田関裏分

右弐ヶ所泉井関ニ而鶴吉村永田村へ掛ル用水

同所下泉

長四拾壱間

横折テ

七間三尺

壱反八歩

神取泉下

(安井泉

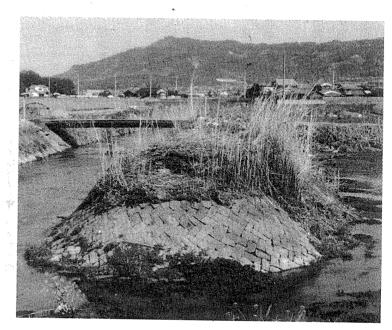
新開泉

永田横田大溝東古泉寺町筒井浜黒田南黒田鶴吉村用水源

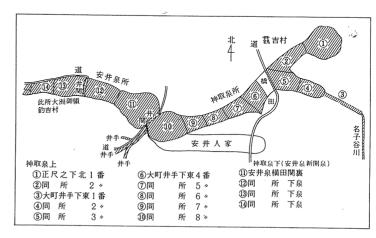
五反三畝八歩

一神取泉上 神取泉間寸畝付 正尺 (雀) 之下北壱番 横田大溝南釣吉村用水源 享保拾三年

同所 同所 同所 同所 大町井手下東壱番(南壱番) 拾ヶ所 弐番 七番 六番 五番 四番(南四番) **弐番**(南弐番) 八番 三番(南三番) (南七番) (南六番) (南五番) 安井藪之下 (南八番) 長弐拾七間 長弐拾六間 長三拾壱間 長弐拾六間 長拾壱間三尺 長三拾八間 長弐拾三問 長拾四間壱尺 長拾八間 横 横折テ 横折テ 横四間 横折テ 西 推 計 間 西六間弐尺 東四間壱尺 西四間三尺 拾弐間 西九間 三尺 壱間 四間 七間四尺 畝 畝 畝 四畝七歩 四畝拾八歩 六畝壱歩 壱畝廿壱歩 三畝弐歩 四畝拾八歩 五畝拾三歩 壱反拾四歩 三畝拾八歩 九畝拾六歩



第29図 神取泉(向かって右新開泉、左長尾谷川)



第30図 神取泉の図

同所下泉

長弐拾三間

横

五間三尺 畝

四畝七歩

四ヶ所 五反七畝拾九歩

とおりである。 泉床・井手の浚、渫を郡普請として実施する「大浚え」のうち、泉床・井手の浚、渫を郡 明和八年(一七七一)における夫積は次の

明和八年堀方夫積(三月一六日より八日間)

一六百八拾壱人壱分 内 内 **弐**百人 横田大溝用水泉底堀夫積高右両村ゟ可差出分

百人 永田東古泉筒井浜黒田右村々ぐ内夫

残テ 四百八拾壱人壱分 加勢夫

一千三拾六人弐分

残テ 内 六百三拾六人弐分 四百人 永田東古泉筒井浜黒田横田大溝用水泉底堀夫積高右村々ゟ可差出分

惣夫合 千七百拾七人三分

六百人 七ヶ村ゟ可差出分

加勢夫

百九拾壱町

六百人

畝

残テ 千百拾七人三分

泉井掛り村々引請夫八ヶ村江割当但畝数ニ割付致壱町ニ付三人壱分四厘ツツ

畝拾六町 畝拾壱町 畝三拾六町 三拾四人五分 百拾三人四分 五拾人弐分 東古泉村、 黒田村、畝弐拾五町 永田村《畝三拾七町》百拾六人弐分》大溝村、畝弐拾三町 畝三町 九人四分。鶴吉村、 七拾八人五分 浜 村、畝四拾町 百弐拾五人六分 筒井村、 七拾弐人弐分

加勢夫割

市坪村 保免村 大間村 上高柳村 三拾壱人、 五拾人 三拾人、 四拾五人、 神崎村 西余土村 下高柳村 拾七人、 六拾人、 五拾三人、東余土村 出作村 三拾六人、徳丸村 昌農内村 五拾七人、垣生村 四拾弐人、西古泉村 七拾壱人、中川原村 四拾弐人、恵久美村 九拾八人、北川原村 六拾弐人、 四拾七人、

外ニ南靎吉村井手欠痛杭木打ニ弐人橋掛人足ニ拾五人南黒田村安井泉(神取泉下)堀方夫積ニ六拾人出夫セニ

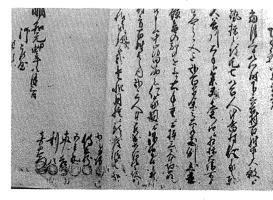
大谷川水論

なった村々の水論に対し、大谷川の場合は水防をめぐって惹起された水論であったことがその特色である。 しば水論を生じている。 天井川である大谷川の氾濫頻度は高く、 奉願口上之覚 (一七六四) の水論も、 干ばつなどで用水不足の場合、 水防をめぐる紛争であったことを『鷲野文書』は次のように伝えている。 それによる田地水損をめぐり、 水利慣行を無視して用水確保を図ることから争論に 南黒田村は下三谷村との間にしば

当月二日八つ時、下三谷村百姓中大数ニ而勢揃被致、凡七八百人計当村仁家之東大谷川土手江参、夫ゟ堂ノロ江相揃右 場所ゟ春江りか入迄、弐百間余之土手両側へ立並、鯨音の聲を上ケ土手重ニ而抨三尺計切崩シ被申候、(中略)

其後追々御他領横田村千足水除ケ茂被差留、下三谷村大谷川筋ニ有之候四田井手くれ祢井手雷井手右上筋之井手茂相

231



大谷水論を示す南黒田農民の嘆願書(鷲野 文書)

申候、川成之儀者川上村々ゟ追々仕成シ申儀ニ付御座候へ者、当

第31図 急と右之趣御取成被下候様ニ、 され候上者、村方住居も相成不申候間、御役所様へ御願被仰上、 候、如何樣訳:而右躰之義被致候哉、御存知之通仁家囲土手切崩 座間敷ゟ奉存候処、右之通多勢を以無法成義被仕懸甚心外奉存 村とても右追々無拠重上ヶ仕候得者、右ニ付意味遺恨之儀有御 明和元甲年八月三日 御庄屋 百姓共一統奉願候、

水があれば河水が氾濫し、人家・田地は大きな被害を受けた。その防止のため自力で堤防の嵩上げを行った そういう経緯の堤防を何故切り崩したか、 上流の下三谷・北黒田村分では嵩上げが施行されたが南黒田は捨て置かれ、 (一七六四) 下三谷村農民多数が、 南黒田村人家東の大谷川堤防を切り崩した。 その不法糾明を藩でとりあげてもらうよう、 そのため南黒田は洪 この切 百姓一統 のり崩され

組頭中

幸

以上

(外六五名略)

所である。

た場所は、

明和元年

が庄屋・ 組頭に嘆願したのである(第31図)。

ために、大洲藩は自領である砥部庄大南村と、新谷藩であった南黒田村との替地を幕府に願って天明元年(一 域が大洲・新谷両藩に分けられ、 七八一)許され、 南黒田・下三谷両村の確執は、 流域の築堤も完成し、 翌二年南黒田村は大洲領となる。 水論の禍根は絶たれることになる。 大谷川の治水政策が統一的に実施され得なかったところに禍根があった。 大谷・八反地両河川が出合う堂ノ口あたりの排水不良にあったが、 かくて、 天明四年ころ(『天洲領御替地古今集』)には、 この地

7 田 池

(一九七四)し尿処理場・町民グランドの敷地に当てられ草田池は消滅した。 鶴吉部落にあった草田池は、数少ない松前町の溜池のうちでは最大の規模のもので、周囲(木三丁二間)面積 小 二六一二歩) 灌漑原別二八町であった(『郷土誌北伊予村』)。 道前道後水利事業の完成により、 昭和四九年

四周を築堤した浅い、 文化一一年(一八一 四)には取水樋門の改修が次のように行われている(『伊予郡定法帳』愛媛県庁蔵)。 いわゆる丸堤池の典型であった草田池は、 元禄一五年(一七〇二)以前の築造であ

天保五年

午五月

草田西池 元禄一五年午年帳二出

御奉行所御渡之写

但辰巳名子谷川ゟ水ロ樋水取悪敷相成候ニ付、文化十一年戌年三月水ロ樋所替ニ而新規出来、

申酉角名子谷川ヲ越

塞キ、井北黒田村へ相分り候井手茂相塞キ申ニ付、当村壱ヶ村

重上ヶ等仕、其上川幅茂広々罷成候而、水重弥相増シ毎々土手切 水除ヶ御願申上防キ唇申候処、其後追々下三谷村北黒田村土手 水不残相集り浚方難相成、御田代も夥敷砂入ニ罷成候ニ付、無拠

レ等御座候而御田代不成、小村之事ニ候へ者百姓共殊之外難渋

下三谷村吾川村:者大谷川筋:而右躰之痛等茂相見之不

一草田東池

一 災害と疫禍

1 松前と災害

築造せられて、 半面、その災害を制御し克服しようと懸命に生きてきた人々の上に築かれてきた歴史であっ らかである。 六〇一)伊予川が付替えられて新たに重信川がつくられ、天明四年(一七八四)ころには、 災害頻発 重信川下流松前地域は天災地変の多発地域であった。松前の歴史は、水の恩恵に育ぐくまれてきた 河川の氾濫による災害は減少し、 良田は拡大され、 郷村の発展が促進せられてきたことは明 た。慶長六年(一 大谷川に堤防が

変からくる米・麦などの減収・不作が、津留や交通などに原因する流通の制約と結びついて、 しばしば氾濫を繰り返した。頻発する「蝗干風霖」すなわち蝗害・干害・風害・霖雨などは、 は当時の技術をもってしては完ぺきとはいえず、その後も重信川をはじめ大谷川・長尾谷川・国近川などは、 しい農民を、 よる疫禍と相まって、 しかし、その河川工法も当時にあっては、 飢餓の境遇に追い込み、 この地域の人々に多大の脅威と災害を与えてきたのであった。そして、 さては流離・餓死などの悲惨な結果を招くことにもなった。 最高の技術を反映したものではあっ たであろうが、 農業余剰の乏 これら天災地 医学の未開に 河水の統制

『日本災異志』は、 いる。 『愛媛県編年史』によると、 慶長以来明治に至る間に享保・天明・天保の三大飢饉を含めて三五回に上る飢饉をあ 藩政時代松山地方に発生した天災地変は約八〇回を数える。(『永代日

干害一〇回、 松前地域に発生した災害・疫禍など三七回を簡単ではあるが記録している。この日記によると風水害一七回 記覚』西高柳大西家蔵)は、 病虫害二回、 地震四回、 延宝八年 疫禍四回となっている。 (一六八〇) から慶応三年 (一八六七) に至る約一九〇年間における

2 風水害

延享五年風水害 延享五年(一七四八)七月の風水害を『永代日記覚』 は、 次のように記録している。

七月大風三度吹き中風大半吹きころき、家多痛、大雨、北川原土手切畑物痛、

このときの松前付近の水害の模様を『味酒神社年代紀』は、 レ毘申ニ付、浜村ヨリ水舟参リ村中食事仕ル也、廿八年以前、丑年已後ノ洪水也トゾ、諸方ノ痛ハシカト不知、(下略)水湛廿三日明ケ七ツ□弥□五ツ時ヨリ助ケ舟五十艘計筒井村北河原村へ入込、替地ヨリ六艘参ル、諸人八ツ時迄ホニ切水湛廿三日明ケ七ツ□弥□五ツ時ヨリ助ケ舟五十艘計筒井村北河原村へ入込、替地ヨリ六艘参ル、諸人八ツ時迄ホニ切 延享五年七月廿四日、松前ゟ書状参ル趣如左、□□ニテ同井ノ町中村方水湛小家ニハー人モ人ナク、尤廿二日(虫喰い) 廿八年以前の洪水は、享保六年(一七二二) 御 居申ニ付、浜村ヨリ水舟参リ村中食事仕ル也、 1八年以前の洪水は、享保六年(一七二一)の時のことで、『永代日記覚』は次のように伝えている。 大水の為上高柳、 西高柳両村堤防破れ、 田畑共損害多く、 次のように描写している。 人畜の死傷多かりき、 ノタヨリ

宝曆六年重信川改修 たことを、 次のように記録してい 宝曆六年 (一七五六) 四月二五日 『松山藩郡奉行所日記』 は、 松山藩 が、 重信 Ш

伊予郡左之村々川筋普請相調出来方改、 請奉行へ申遣之、 請渡候旨申出候間、 御出郷日限被申達候ハハ、 御奉行手付立合之儀可申達段、

中河原村 八間村

市 坪

村

上高柳村

東古泉村 西余土村 西古泉村 下高柳村

嵩上げ、 される。 そのために長大な堤防に改造する。 うものであった。これが享保ごろから紀州流による高水工法に変わった。洪水時にも河水を溢流させない。 れは川幅を広くとり、 たと思われる。足立重信が伊予川付替えに当たってとった工法は、 このときの改修工事が、どのような工事であったかは分からない 河底の浚渫、 堤防は低くして洪水時には河水を外に溢れさせ、その溢流した河水は外堤で防ぐと 水制工を「鎌出し」 宝暦六年の改修工事は、 から「曲出し」へ構築替えをすることなどではなかったかと推測 紀州流による改修工事の一環としての、 いわゆる関東流の低水工法であっ が、 およそ次のような内容のものであっ 堤防の た。

、る。これを 天明三年水害 (『松山叢談』十上)は次のように伝えている。 『永代日記覚』によると、 天明三年 (一七八三) 八月一一日、 下高柳村の土手が決潰して

松山洪水にて伊予郡下高柳村の土手百間余潰る。

また『郷土誌岡田村』では

と記述している。 此時古銭大壺に入たるを堀出差上之先年上高柳村土手切候時稲荷社流来下高柳村に止る。 流宮と称する

次のように伝えている。 重信川堤防が寸断され、 文政九年水害 文政九年 大川沿いをはじめ郡内田地に激甚な被害があったことを『永代日記覚』 二八二六) 四~六月には、 伊予国各地に洪水の被害があった。 松前地方では、 は 簡単に

中川原・徳丸・大間土手切郡内田地痛、

さらに(『松山叢談』十二上)は、渡船転覆による売魚婦廿五人の遭難を伝えて いる。

四月五日出合川出水にて渡船転覆売魚婦廿五人溺死、

難事故後も架橋をみることなく、 土木技術が幼稚であったためか、 これは重信川最大の水難事故と思われるが、浜村の人々にとっても痛恨の惨事であったと思わ 出合橋が竣工するのは明治に入ってであった。 松山城南部防衛線として重信川には架橋が許されなかったためか、 れる。 この水 架橋

れている。 尚の浄財で完成されたもので堯音橋ともよんだ。 石手川立花橋 文政二年 重信川に橋の架橋をみなかったのに対し、石手川には藩政時代すでに寛政六年(一七九四) (一八一九) 立花橋、 ほかに遍路橋が架設されていた。 立花橋開通式晴れの渡り初めには松前浜村の三夫婦が選ば 立花橋は坂本村浄瑠璃寺の堯音和

弘化三年風水害 この年七月の風水害を (『鷲氏日乗』鷲野蕗太郎日記) は次のように記してい

弘化三年七月九日壬辰

暴風雨烈 風抜樹壞屋 江水暴漲 水満両岸 恰如湖海 至夜二更 水勢漸减

おそらく大谷川であろうが奔流の凄まじさをほうふつさせるが、 五〇年来の大風雨とい わ れたこの時の災

九月下旬に相成悪病しづまる。

中川原村

神輿各戸巡回

神主肩祓

5干害と蝗害

287

ように記している。

高忍日売神社では、

暑気しのぎ兼、

七月中旬之此ゟ暑障り之人多く俄に大霍乱トなり、

日本国中人々病死之者数を知れず」と。

悪病除け祈禱が次のように行われた。

七月廿六日~廿八日 七月廿二日~廿四日

間村 丸 村

右同断

徳

二夜三日の祈禱

神輿各戸巡回

神主肩祓

行蔓延し、死者三万といわれ、

安政年間コレラ流行

4

コ

レ

ラ

奉書札也(『嘉永六己歳ゟ心覚集書』)

致力不许更

Asi

けるコレラの流行と死者の多かったことを記録しているが、この年、長崎から始まってコレラは全国的に流

松前には死者が多かったことが伝えられている(保健衛生の項参照)。

『永代日記覚』は、「ころり病はやり、人数大分死」と、安政五年(一八五八)にお

翌六年、この年も七月中旬からコレラの蔓延をみた。この間の事情を『嘉永六己歳ゟ心覚集書』は、

次の

「未之年四月中旬ゟ雨繁く六七十日間に天気六日程、其余ハ少々にても雨のあしやむことなし、六月十五日ゟ青天と成

一弘化三年七月九日、同一八日、松山領大風雨、 (『加藤家年譜』中)

第三章 近 世

害については、

次のような記録が(『松山叢談』十三上)に残されている。

弘化三年丙午六月廿五、廿八、七月九日、

十八日、御在所大風出水二丈六尺、

樹木を倒し侍邸民屋破損し、男女十四人死失の旨、同九月九日御届、

286

安政元年大地震 3 地 安政元年(一八五四)一一月四日江戸に大地震あり、松前地方にも五日から大地震が襲

震

来した。このときの地震については、 大地震あり障壁を仆し、人々は小屋がけをして漸く難をのがれたり(『郷土誌北伊予村』) 次のような史料がその被害の一部を伝えている。

十一月五日大地震、崩家、村方土手震込(『永代日記覚』)

成候而又候大地震、前五日七ッ時之大変に四五日の間は昼夜共寝る者なし、万民神心にこりかたまり、寒中たり共皆々水 寅歳十一月五日七ツ時俄に大地震、其夜十八度之小ゆり、六日皆々用候に仮小屋を打申せざる者も有之、七日五ツ時相 はだかにて大社へは廻参、同時ゟ道後湯とまり湯つぼ民家門庭のことし(『嘉永六己歳ゟ心覚集書』徳丸

安政四年地震

こりをとり、

次のような記録がある。 安政四年(一八五七)八月二五日、またもや地震に襲われた。このときの地震については、

己歳八月廿五日大地震所々大破、就而者九月十五日ゟ地震鎮祈念郡方ゟ頼来り、料米之儀は米七俵、配札之儀は何連もこ

大地震、ころけ家大分有、ねりへおくこけ、土手筋大分はれ、田地所々いたみ、その後小ゆりかずあり(『永代日記覚』)

保年であったといえる。 71 一〇年大ひでり干ばつ、 『多く枯れる」と、 『永代日記覚』は一〇回の干ばつを記録している。 、一三年、 二年続きの干ばつに見舞われている。 二〇年大風、一七年が未 曽有の蝗害で、 享保九~一〇年(一七二四~一七二五) この享保年間は六〜七年連年の まさに天災に明け暮れた苦難 大出 は 水 0) 九大

り」(『郷土誌岡田村』) 享保飢 いただき」 「この年秋らんか、 (『永代日記覚』)。「古老の実談として伝うるところによれば、 人畜餓死するものも多く、 Ł, 郷土の記録は、 稲付たねなし、 或いは家財を失い、 その惨状と村々の荒廃を伝えている。 喰物なく人多く死す、 路頭に迷い、 其故御公儀に壱粒も不納、 はては他郷に離散するもの 青きものとて一つもなく、 其故うえ 松皮

松前地方における凶作史上、 享保飢饉は享保一七年(一七三二)、夏から秋にかけての霖雨ならびに蝗害によっ に 中でも筒井村付近の災害は最も激甚であった。この凶荒は、 後世に伝らべき最たるものである 特筆すべき一大事変であった。 (義農の項参照)。 この飢饉は西国一円に及ぶが、 ___ 嚢の種麦を枕に節に殉じた作兵衛の て起こっ 松山藩の被害は た一大災害

に暇のな この堤防決壊し人畜が死傷するほどの大出水、同九~一○年は大干ばつなどで、田畑の地力衰え、 りには比較的耐干性を示すが 水の流路に当たり、 次に筒井村付近の被害が甚大であった背景について簡単に述べる。 カン っつ た農民は、 国近川、 疲弊をきわめていたことが 長尾谷川の集水地域でもあり、二毛田でも湿気田の多します。 対湿性、 対病性には比較的弱い土地がらであっ 想像される。 筒井村のあたり 当時、 享保六~ は、 た。 重信川氾濫時には溢流 七年は上高柳・ い低湿地であっ 天災 の応接

年は三月から閏五月末まで霖雨である。 夏からの食料を欠ぐことになり、 貢租として藩庫に納める。 農民の主食をささえる麦の収穫が皆無であったこと、 は いくばくも手許に残らない。 小百姓 決定的な悲運の第一歩はここに胚胎していたといえる。 麦の収穫期に当たるこの長雨は、 したがって農民の主要食料は麦・雑穀・野菜などである。 である自作農のうちでも、 それは農民にとって、 五反百姓とい 麦の立ち腐れとなり、 わ れる農民層に とくに下層農民にとっ 収穫を皆無 は 享保一七

ける結果となっ 作皆無につづい 油による駆除法をみるに至らなかっ 六月末以来発生した「うんか」による被害は て、 稲作が 決定的な打撃をうけるという悲運にみまわ 虫害の駆除法としては、 たことが惜しまれる 寺社における祈禱と「か 「野に一草をも見る能はず」という惨状をま れ 農民の悲惨な窮状に追いうち ね・太鼓にて虫送り」に頼らざる ね 3 をか

三内村河之内ノ滝ニ行 行うことが決定すると、 れて雨をもたらしていただくと 籠り」と「おたた」が参加する たた の 神事に加 の雨乞祈願を 虫送り、疲病送りなどと村々の共同祈願の一つである雨乞いは、 h n クヲ見ル云々」 松前の が願する。 (『相原日記』重信町誌)は 「御面雨乞」である。 「おたた」 いう趣旨の神事が中心になっている。干ばつに見舞われ、「御面 空梅雨であっ と記してい は稼業はとり る た明治四五年(一九一二)六月二七日、 「御面雨乞」は、 「伊予郡松前村ノ魚婦雨乞祈禱ヲ行フ やめ「お滝さま」の身なりで、 御面によって水神を怒らせ、 松前地方では一般農民が 三内村 古式にのっとっ タ く (現川 雨乞」をとり 行列ヲ 大い 行 内町) 5 に暴

享

河

川の歴史と変遷 Ш

1

水などの豊富な水資源を供給してきた。 重信川 (一級河川) 重信川は、古来たびたびの水害の歴史を持つと共に、 農業用水・工業用水・ 生活用

て伊予灘に注いでいる。 を合流し、道後平野を西流、 水源は、 周桑郡元徳田村の東三方ヶ森(一、二三三尉)で山狭部を南面に流下し、 途中約二七ゟで左支流砥部川を合流、 さらに約三二ゟで右支流石手川を合流し 約一八鴋で左支流表川

して、 大改修が行われ、ほぼ現在の流路に固定した模様である。 往時は伊予川と呼ばれ、その流路は、 その変遷のたびに大きな災害をもたらしてきた。慶長年間 たびたび変遷していたようで、 (一五九六~一六一四) 足立重信によって 細かい調査に基づく諸説がある。そ

では他に類例を見ない荒廃型河川である。 の平均勾配は、 流域面積は、 典型的な荒廃型河川の条件を具えている。 実に三二分の一という急勾配で本邦河川中でも北陸の諸河川に次ぐ急流河川で、 ほぼ四四五平方は、水源地帯は崩壊性の地質よりなり、 流路延長は、 わずかに三六棱に過ぎないので、 道後平野の扇状地帯を流下する河道 水源と河口と + E

河幅が各所で急変しているため、 上流より流下 した砂礫が堆積し、 中洲を形成、 これが洪水時には破堤の

原因ともな

ている。

中流以上は、

表流水は極めて少な

いが伏流水は豊富である。

かつては付近耕地よりも二~四層も高い個所も見られた。

しかし、現在では、

上流の各支流に至るまで、

大

たことな

による河床の上昇によるもので、

これが堤防決壊時の災害をますます大きくしてきた。

土砂の流下が激減した。

その上、築堤用に大量の土砂の採取を行っ

どによって河床は急速に低下していったが、

伏流水は、堤防下を浸出して、

:原泉などもその例である。

横井手樋門

争

-川原)

・栴檀樋門

(西高柳)

等である(水利の項参照)。

また、

徳丸などでは、

また、各地に樋門を設けてこの川の水を積極的に利用

して

いる。

夫婦樋門 (徳

た。

赤坂泉

各地に多数の泉を形成、これが古来貴重な農業用水となって

現在はほぼ安定している。

ように河床が急速に低下したので、

規模な砂防工事を行ったので、



昭和18年7月大洪水(重信川中川原付近) 第32図

害は本町にとって

七月の大水

同二六・二七・二 となっ 戦後も昭和二〇年 いては第34図参照)。 所・浸水区域につ 極めて大きな被害 た (破堤個



第31図 塩屋排水扉門

耕地に流出しないと よる改修工事の際にも考慮せられていて、 に応じて作動する完全自動式となっていて、 `面影が残っている(『交通の項』古地図参照)。 |ちに遮断する仕組みである。 う堤防を造り、 塩屋の排水扉門は、 堤防外の水は本流に流入するが、 いら方式になってい 排水に関しては、既に足立重信に 海水の浸入を防ぐ必要から、 た。 いわゆる「カ 現在も一部地区 潮位が高くなると、 河川の水は スミ堤」 にそ

この川の氾濫はたびたび繰り返されていたが、 近代にお T

昭和一

八年

· 二 九



第33図

災害復興記念碑 (中川原)



第29図

坂 泉 赤



第30図

施設の下手、

中川原泉

各取水樋門の機能が低下、 でいる。 川右岸の水を取水するために河床下に埋設したヒ 水を考慮して、 出合橋下手に土止工事を行って河床の低下を防い ーム管が露出するという問題も生じた。そこで、 この施設は下流の松山市上水道用水の取 北川原地先にも土止工事を行っ 透水式となっている。 また、 この て

排水扉門としては、 北野 出合。 塩屋等の各属

これは多量の砂礫の

l,

いわゆる天井

第六章 土木建設

第34図 昭和18年大水害の破堤個所と浸水区域

和一八年七月大洪水時の最高水量は毎秒二、

五〇〇~二、六〇〇」と推定せられている。

予想せられる降水量に対しては、

。なお上流要地三〇ほぼ安全である。昭

数個所に自記雨量計を設置して、

降水量のデータ

を得ると共に、

出合橋付近に量水塔を設けて、流水量の

監視を行

必要に応じて敏速な対応をすることになっている。堤防の構造は基本的には第36図のようにな

量を毎秒二、

九〇〇小と設定して施工せられていて、

水衝部の護岸を重点的に実施した。

次いで毎年大規模な改修工事を継続的に行ってきた。護岸は、計画高水

そこで急速な対策が必要となり、

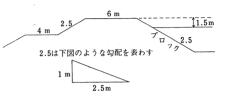
改修計画を蛇行方式に変更し、

蛇行

八年と続々河川災害が発生している。



第35図 出合橋付近の量水塔



第36図 堤防の構造

1) 2 算を投じて整備に努めている(建設省松山工事々務所談)。 エー 7 いる。 ショ 最高水位に対して、 ン施設として解放している地区もある。また、現在、 なお 一・五層の余裕を持たせている。河川敷は、 重信川水系全体で毎年約一 河川の美化と合わせて、 ○億円程度の予 レ

第三章 享保の大飢饉と松前

生である。 享保大飢饉の直接の原因は、 麦の収穫期におよそ三か月にわたって降りつづいた長雨と浮塵子の異常大発

つづけ、夏季というのに(エスル暦ハ月|日)冷気がはなはだしく、 れ間も見たが、すぐにまた降りだし、七月上旬になってもやまなか 享保一七年(一七三二)五月下旬から降りだした雨は、閏五月下旬まで降り続いた。 閏五月十日(趙太陽暦七月一日)打続き雨天諸川に出水依之郡役人其外夫々防場所へ罷出る右日より久米郡和気村川向 へ渡無之、池口等痛有之、温泉郡畑寺村大川原池堤きれる、其外川筋大痛ハ無之、少し宛堤切、へ渡無之、池口等痛有之、温泉郡畑寺村大川原池堤きれる、其外川筋大痛ハ無之、少し宛堤切、 (『松山叢談六定英公』) 作物が次第に腐敗しはじめた。 った。 そのため、 田方砂入水押数々有之、 藩内の諸河川は氾濫し 六月初旬、 時、

あまりの大雨に藩主定英は、 参勤に上る日を二日延期している。

享保十七年五月十一日当日御発駕の筈の処夥敷降雨に付御延引

同十三日松山御発駕六月十二日御着府

(『松山叢談六定英公』)

・雨と洪水に戦く百姓や漁師たちに、追い打ちをかけるように六月中旬から稲田に浮塵子がつきはじめた。。 大事到来が予想されて、漸く動揺しはじめた事情を『松山叢談』は、 次のように述べている。

寄祈禱致毎夜天皷かねにて虫送りをなす、 (「松山叢談六定英公」)

同月十二日早稲太糖、中稲、晩稲大痛に付実のり不申と相見へ候分菜大根蕎麦等植付百姓勝手に致候趣相觸らる、同月九日水過候に付虫付候様にも申觸れ、依之米虫付無之稲者干付候様觸有之二世のようなない。

同月十三日追々稲かれ御領分中皆無と相見え、依之町方等も騒動致し、

(『松山叢談六定英公』) \ (『松山叢談六定英公』)) (野太糖=赤米。) (野太糖=赤米。)

動揺は町方にまで及んできた。 長雨と浮塵子の異常大発生により、物は腐り稲は枯死しはじめて、 為政者も農漁民も、 なすすべもなく、 神仏に祈願するよりほかなかった。 領分中収穫皆無の予想におびえ、

は既に白く枯死した稲田をみた体験談をのせている。 ことである。『今治夜話』(松平氏今治入国以来の見聞録)に「国分御廟」参詣の往きに青田であっことである。『今治夜話』(今治藩士戸塚政與著四巻 浮塵子の被害の最大の特徴は、きわめて短時間に驚くほど速く広範囲に稲を枯死させ、 たものが、 収穫を皆無にする 帰途に

に蝗生じて災ひあり」(田村仁左衛門吉茂『農業自得』) 古来、「水旱」・「冷気」・「霖雨」・「虫付」を凶作の四大原因として恐れ、 雲蚊ノ如クト云テ夥敷虫ナリケリ、毎夜行燈へ来ル所ノ稲虫ナリ、 岩井孫八物語ニ国分御廟参ニ行掛、野ハ白穂ノ中ニ衣干山之辺二ヶ所青田有之ヨシニ、帰路ニハ是モ白ク成テ有シ として関西地域が浮塵子発生の気候的条件をつく 唯夥敷故大害ヲナスナリ、 特に「上方・西国筋は、 「今治夜話」 稲 'n

食ひ、 刊行したが、「蝗をなべてウンカと唱う。」と「蝗」の語意を明快に定義づけ「湧くが如く生じて稲葉の根を やすいことが指摘されてきた。 大蔵永常(明和五年~万延元年)は、文政九年 大いに害をなす。」と被害の恐ろしさを強調している。 早期駆除を呼びかけている。 (一八二六)「蝗を除き豊稔をもたらせる」ために ついで、 享保の大飢饉を追想して、 『除蝗録』を 蝗の大害を

偖 り、又五月末より閏五月下旬迄霖雨昼夜をわかたず、六月初旬より漸くやむといへども気候陰冷にして暑らすく、 旬にして白雨度をあり、 | 其享保子年(一七年)の凶作といふハ前年亥冬寒気らすく、気候不順にして子年に至り春雨しげく、 其後しばしば照

なからず、(『除蝗録「惣論」』) 稲の茎を喰ひ枯しぬ、於是諸国一統凶作して飢饉に至る所多く、身らすき農民へらゑしするものすく

たものである。 享保大飢饉は、霖雨と浮塵子の大災害が、社会的に貧困化していた農漁民の上に重なって悲惨な事態となっ 自然の悪条件が、封建制度からもたらされる社会的悪条件と重なって加重され、未曽有の惨

千四百石余に比し、享保一七年の実収は、 被害は、西日本に集中した。損耗半分以上の藩は四六藩に及び、これら諸藩の平均年間実収高二三六万二 約二七%の六三万石余にすぎなかったというからい かに災害が大

状を呈するに至ったものといえる。

餓死者一万二千人余、牛馬の斃死一万四千頭余に及んだ(『平凡社世界百科大事典』)。 げた。しかし、 きかったかがわかる。 組織的かつ大規模な救援活動にのり出した。飢饉地区に対し、二七万五千石余の救助米を払い 直轄領の被害は比較的少なくすることができたが、私領においては飢人一九九万四千人余、

行することを厳禁する「津留」がある。 移出を厳禁するのである。藩境には互いに番所を設け河川は橋をかけず、故意に移動を困難ならしめた。米 を中心とする経済体制の下では、危急時にあっても、他藩からの救済は期待できなかった。 救援活動を阻害し、被害をより大きくするものに、 各藩は、自領の保護以外は考えようとせず、自領の物資の他藩への 各藩それぞれが独立していて、 互いに通

はなはだしくしたものといえる。 享保大飢饉は、 農民の経済的貧困と「津留」による交通の困難さに自然災害が重なって被害を予想以上に

栽培に対する消極性もあったとはいえ、隣領の重要食料品が「津留」による交通困難のため伝わらなかった とであった。甘藷は、 饉から人々を救う基をつくったのは、享保大飢饉をさかのぼること実に二一年、 一例であろう。 大三島の下見吉十郎(「云七四」七五五)が身命を堵して薩摩国から甘藷を持ち帰り、同島に移植して、 はじめ人々になじみ難かったこともあろうし、また、米の減収をおそれての藩の甘藷 正徳元年(一七一一)のこ

いる。 丸彦四郎が発見し、 吉右衛門が発見したといわれ(『昆虫世界』「四巻八号)、享保五年(一七二〇)には、同国糟屋郡多田羅村の農民王 浮塵子の「注油駆除法」は、寛文一○年(一六七○)、筑前国(福岡県)遠賀郡立屋敷村の農民蔵富 さらに、享保一七年(一七三二)には、 同国三笠郡の農民八尋某が発見したといわれて

蔵永常『除蝗録「惣論」』) 燈を捧むとするに蝗夥しく群れて燈明の油に飛入りて死す、是を見て油の蝗に大敵たることに心付き、田に油を注ぎて 享保十七壬子年(中略)茲に筑前三笠郡八尋氏某我屋敷のうちに安置したる菅廟に詣で蝗を除かんことを祈る、 試みるに須臾にして蝗の死すること夥し、夫より昼夜精力を尽して油を用ふるに稲再び蘇り其田実ることを得たり、(大

りなれざるものを作る事は、迷惑のやうに思ふ」(大蔵永常 『綿圃要務』 「惣論」) 性格から保守的になる傾向は 貧困と激しい労働は、研究心を阻害したであろうし、「惣じて農夫は、質朴偏固にしてをしへさとしても作

あろうが、藩の閉鎖性、交通の不便さが 被害を受けている《『愛媛県農業史』)にもかかわらず、 浮塵子の被害については、元禄一○年 (一六九七)作兵衛一○歳の時、すでに、東予地区ではその大きな 「注油駆除法」などを諸国に速く伝えなかった原因であろう。 中予地区では、 その経験と対策が生かされずに見す

注油駆除が享保飢饉に応用されたが霖雨と浮塵子の広範囲発生で大きな被害を出している)。しかし、幕府が ごされたようである。 鯨油駆除を代官あてに「虫付候田方エは鯨の油を凡そ一畝に二三滴づゝそゝぎ候へば虫を去り候由」と布告し ていたのは、一一代将軍家斉(安禄三年〜天保二二年)の天明七年(一七八七)と寛政八年(一七九六)であった 明和六年(一七六九)、宇和島の大塚六郎右衛門が、 (『愛媛県農業史』)。北九州で注油駆除法が発見されてから約三〇年の後である(もっとも北九州に はじめて浮塵子駆除に油を用い、 藩より表彰されてい において

(『日本農学全書15』)から、二〇年前に宇和島で使用されたことになる。 為政者が士農工商の身分制度に安座して、飢饉予想に安易感をいだいていて、 対策が遅きに失したことも

「春秋灸を致し煩ひ候はぬ様」「饑饉の時を思ひ出し候へ」「饑饉の苦労つね!~忘るべからざる事」、(「慶安御觸書」)

とか布告を出しながら、 封建体制の上に安住して施策が遅延し、 救援活動が手おくれになったことは否めな

享保一六年(一七三一)は豊作で、産米の処置に窮したほどであった。生産過剰となり、幕府は、米価の

産に応じて米を買わせ、また、 下落をとどめるため、 諸大名に米の貯蔵を命じ、 大阪町内六○○町に町として米の買取りを強制割り当てをし 大阪への回米を制限した。 大阪商人一三〇人を指名し

享保十六辛亥 諸国米下直 古米ノ越多公儀ニテモ被成方無之川筋へ仮藏々建詰腐ニ被成候

大阪へ七拾万石余 町割ニ押売被仰付半分ハ腐米ノ由

今治米弐俵ニ付銀廿六匁云々(『今治夜話』)

当時、米価弐俵につき「二十四五匁」に定められてい

享保十四年五月米直段 二俵 四4人に付二十四五匁に付諸色直段下被仰出(『松山叢談六定英公』)

倹約令をたびたび出したりしていたが、 徴収できるものとの安易感が為政者にあった。松山藩においても、 安はあっても、「死なぬ様に生ぬ様に」「余らぬ様に不足なき様に」年貢を徴収し、「絞れば絞るほど」年貢は 享保一七年(一七三二)当初は、 飢饉など予想もしていなかった。 一面貸米を許すほどの余裕があった。 藩財政再建のため、藩士の減俸率を高めたり、 五月初旬の霖雨にも麦収穫への一抹の不

出置候間、閏五月朔日ゟ晦日迄之内頭裏判手形を以 (享保十七年子年五月十五日觸) 御家中勝手ニ相成候ハバ、 此節可相渡旨御家老中被仰聞候二付、土田勘右衛門 高百石ニ付弐俵弐斗之積切米取之分ハ去歳之半分相渡候(後略)、 谷竹五郎方江帳面

幕命によって、 宗對馬守へ松山城用米三千石を渡している。

壬子五月廿六日、松山城御用米一万石の内三千石宗對馬守へ可渡旨被仰出同七月相渡さる、(『松山叢談六(イニ)

その直後、 突如として大飢饉の恐るべき予想が、 現実に確定的となったのである。 霖雨によって麦は腐敗

る雑炊・葛根・わらび・楡の葉・稗・糠・海草等も乏しくなり、 し収穫皆無、 漁師は漁撈不能、 わずかに貯えた雑穀も食い尽くし「植付勝手」と許可された菜・大根等に 城下町松山へ「袖乞」に押しかけるように ょ

る雑炊

なった。 享保十七年七月十六日 乞は伊豫郡の者尤多き由(『松山叢談六定英公』) 郷方の者共 町方へ追々夥敷袖乞に罷出 今日抔は多人数一同袖乞と申し町家へ押かけ候袖

には、二八〇目、一一月五日では、実に七五〇目にまで急騰した。 しかった。享保一四年以来二四、五匁に「直段下被仰出」(『松山叢談』)ていた米価が、 物資不足は、当然、物価の高騰をもたらせた。 殊に、 食糧品の値上りは著しく、 米価の暴騰は、 享保一七年七月末 はなはだ

享保十七年七月七日頃より御領内之稲ニ雲蚊と云虫付、作方皆無に相成ル、諸人及饑餓事大也、凡米弐俵ニ付銀子百九

拾目麦百弐拾目位也、及春弥高值ニ相成也大守様諸人安全之御祈禱被付也、(『味酒神社年代記』)

味酒社日記云、享保十七壬子年六月中比より稲にうんかと云虫わき候て郡及村々昼夜大勢寄合候て逐候得共、 夫に依り郡々稲実のり不申、最早七月始より雑穀切二俵に付直段右の通、(左) 中々止不

一米 百六十目 一白麦 百廿五匁

一小麦 百廿五匁 一荒麦百目

大豆 百九匁 其外給物准之

七月廿八日米直段銭札二百八十目、其後三百六十目の価也、尤直段極と申事なし、十一月五日社中の者風早より帰宅 米直段七百五十目、麦直段五百五十目、大豆六百五十目、小豆七百目、其外雜穀物高直段所々餓死人等多く有之

候、(『松山叢談六定英公』)

大飢饉がいよいよ到来し、 六月下旬ころがら餓死人が出ばじめた。為政者は、 狼狽し、 救助対策に苦慮す

は次のように伝えている。 るのである。 奉行・代官は 村 々 へ急遽出張して実態把握につとめた。 そのあわただしさを 『松山叢談代』

享保十七年七月十三日水野吉左衛門宅へ諸郡代官被相招今度虫差大痛に付諸郡改方代官引受被申渡之、 る郡奉行も出郷郡々罷越(『松山叢談六定英公』) 同十四日罷出

わずかの貯えはなくなり、 米価の高騰は、止まるところを知らず、うなぎ上りに上昇して、 わずかの救援物資に頼り、 餓死寸前の飢を凌ごうとした。 野に青きもの一本もなく、 漁はできず「袖乞」は厳禁され、 ついには金銭で入手でき難いほどになった。 貧困 の小漁農民は、

去歳 追~申遣由粉ニハタキテ食物トス(中略)、当年ハ常ト違 米廿六匁 今年七十七・八匁ゟ八・九十匁 暮廿八・九日 五・六日無食ノ者ハ死(『今治夜話』) 百目也 (中略) 大阪糠下直ニテ 石ニ付十二匁故

第2図

『農諭第九話』末尾

(県立図書館蔵)

砂鈴木正長

ノ中ヨリ荒歌ノ事ヲ聞」き農政に専念。 文化三年一月 三〇日没万石)の執政。享保一七年に生まる。この年黒羽藩も飢饉。「襁褓「為鰈軒」と号す。通称「武助」、黒羽藩(栃木県黒羽町。大関氏ニ

金を持し者うゑ死せし事

のべし 享保十七年壬子西国すべて大ききん、前にも 享保十七年壬子西国すべて大ききん、

て有りしとなり、さあれば多くの金を持し人くひ物を求めんとて旅に出しとみえたれども、うゑをしのぐべきわずかの のまわり腰のものに至るまで美々しくてなゞなゞならぬ出立ゆえに、其所の者死體を見届ければ、金百両を首びにかけ 飯を得ることあたハずして餓死せしと察せられたれば殊に残念なる事なり、百両の金を身に添へし人だに、がしをま へかれざりし有様かくのごとしていはんや貧乏人のがしせし、なほす **やかならんとおもひやられしとなり、

(印このあと五穀の金銭より大切なことを説き志を改めて耕作に励み農業を励むべしと結ぶ。) 是ハ伊豫国松山の産にて、正山といひし老僧が其所にて直に見聞しとありし物語をわが若きころ聞置し事なり

西南各藩の中でも松山藩の被害は特に甚大であった。 享保一七年(一七三二)一一月一九日、 藩当局から

享保十七子年御老中乞左之通被相届之 二千二百十三人

幕府へ報告した被害状況は、

次のとおりである。

千二百七十六人

千四百三匹

斃死馬 千六百九十四匹

道全域で二千三百五十三匹だから、 阿波。讃岐・伊子・王佐の六か国) (四国・中国・九州)餓死者一万二百七十二人の約三三・九%強、南海道(紀伊・湊路 の餓死者五千八百十八人の約五九・九%強、斃牛馬にい 松山藩内の報告の方が多くなっている(『日本災異志』)。 たっては、 南海

内の餓死者を次のとおり述べている。 随筆集『却睡艸』を刊行したが、享保飢饉の松山藩 松山藩士安井左内熙載は、 文政元年(一八一八)に

> 當鄉餓死萬霊塔 享保十七年子歳中

寛政於仲春立焉

却睡艸に云

享保一七子年秋 らず 松山死者四千七百八十余人とぞ記たり 西国大飢饉 いねに虫つき一向にみの

||選「松山叢談六定英公」および『却睡艸下』によると「享保十七子 年秋西国大飢饉稲に虫つき一向にミのらず松山死者疑一凡九万 四千七百八十余人」とある。

享保一七年の松山藩の人口 は 士分を除き、

らなかった(「松山叢談附録」)。 松山 が享保一七年の人口にまで至 一二年後においても、 人と二万九九一人の減である。 の人口は、一五万七、三八七 二年後の延享元年(一七四四) 万八、三七八人であるが、 人口増

拝志 享保餓死萬

霊供養塔

高井長善寺 享保飢饉 餓死者供養塔(臨済宗)



1393

第4図

蕃の飢饉打撃がいかにはなはだしかったかを物語るものであろう。 9 五月から降りだした長雨と、 松山藩主松平定英は、幕府より「差扣」の処分を受けるのである。 其節の士中如何の功名勤労有て、むまく生延しや、おもへば、 御上御叱被蒙御差控、寺社勤業の鐘鼓もおとたえ町人は蔀を打(『却睡艸[ワ゚])※ 武士は一人も餓死せざりしを難じ藩主の恩恵を思うべきことを諭している。

かに絶するものであろう。『松山編年記』及び『松山叢談』は次のように記録している。 たわずかの食料・雑穀も食いつくして、辻々町々に餓死者が「其数難計」ほどでるようになった。野に青草 本もなく、食糧は暴騰しつづけ、 き慮りなき故に殿様迄へ汚名を掛奉る事ひとへに役人の罪也、(『却睡艸』・『松山叢談六』定英公) かかる死人の多きに、士中一人餓死の事も不聞、如何なる故ぞや(中略)、衆民何の罪ありて九万四千-かかる死人の多きに、士中一人餓死の事も不聞、如何なる故ぞや(中略)、衆民何の罪ありて九子八の子介人 六月から異常発生した浮塵子によって、 袖乞いは厳禁されて、 **〜もったいなくおそれおゝき事ならずや、時の執政の遠** 町々村々を彷徨し餓死に至る惨状は、 収穫皆無の予想が確定となり、 人の死傷に及や、 想像をはる 貯え

本銀八拾五匁ぐ九拾五匁位迄成ル、栗壱石本銀五十匁位成ル、銀札ハ本銀壱匁ニ拾枚替諸人難儀、 五月十六日ゟ長雨、田方植付パ能候へ共六月末ゟウンカト申虫田方一面ニ付枯候而御物成一粒茂御取務無之、 十二月十九日右に付定英公御閉居被仰付候(『松山編年記定英公』) 御領分中飢人数多有之、倒死町々辻々道筋ニ多数斗がたく、町郷方江ハ御救米人別見分之上被下之前代未聞之由、米直段 享保十七壬子年五月十三日為御参勤、三津御乗船六月江戸御着同御礼、無程大手番御蒙り被遊侯、 人数扶持被仰付雑用銀札被下之、 依之御家

御先祖由来記云、五月春よりの長雨六月以来うんかと云虫付一面ニ田方痛一粒も収穫無之(中略)、

北条村の矢野出雲義尚は、「享保十七年壬子年凶年覚書」で見聞した飢饉の惨状を次のように述べている。 悔不及申、七月朔日より盆迄は、諸社寺に於て種々の祈禱有之候、此虫諸人ウンカ虫と申候、都て田の水も川の水も赤 迄雨ふり続、諸人殊の外難儀仕 春雨度々降申候故、麦作例年の半作、麦かりの時分は、天気よく以て麦日和にあひ申候、然共少分御座候(中略)小麦 にアカテ夥敷つき種になり不申候、はだか麦も同事、五月の節同月十四日に入、是より雨ふり出申候て、閏五月廿八日 飢人数多にてたふれ死、辻々町々に有之其数難計、(『松山叢談六定英公』) く成申候て、くさく御座候、(中略) (中略)田植後三十日もふり続候故、稲等不宜所に、六月廿日比より風と蝗付、 諸人の

小家之難儀不申及都て下人男女等皆隙を出し、諸人の心も一日立と心得悪く成申候、七月廿日頃より諸人わらびをほり、 歩通りの痛、播磨より五畿内吉、紀の国にて五万石の痛、安芸周防長門国大半痛と相聞之候。盆前より石物小売無之、 土佐国は半分吉、南土佐、西土佐悪し、伊予は四国にて大痛、宇和より松山迄青気なし、讃岐吉、備前備中備後等は一 海川の魚蛤等を取り暮し候、 前代未聞の大飢きん、後世諸食不可奢と、若夫共能心得嗜給ふべしと思われ候、

(伊予史談第四十八号)

噂に聞く他地域に比し、 を呈するのである。 青色を失った伊予の惨状を的確に述べている。 松前地区はさらにはなはだしい惨状

第四章 松前地区飢饉の惨状

と、伊予郡は、通常「一万三千五百石七斗七合」の実収であるが、享保一七年には、 にすぎなかった。 松山藩内において、筒井村を中心とする伊予郡の被害が最も大きかった。『伊予郡廿四ヶ村手鑑』(県立図書館 発行年の明記はないが「免」の変遷が寛永一二年から元禄元年までである。従って元禄元年(一六八八)編集とみてまちがいない。)による わずかに「しえ籾廿一石」

享保士七年、稲田に浮塵子発生、被害多し、伊予郡(松山領丈)に於て僅に廿一石のしへ籾ありしのみ、 満ち死するもの頗る多し、 義農作兵衛が麦種を枕として餓死したるは此年九月二十三日なり (『伊予郡年鑑』) 為に餓莩道に

七八五名にのぼり、 享保一七年、 大念寺(浜)大智院(筒井)善正寺 これは、松山藩内死亡者三、 四八九名の約二二・五%にあたる。 (筒井)妙寛寺(筒井宗意原)四寺の檀家内の死亡者は、

部落大西家の『永代日記覚』には「御公儀ニ壱粒モ納メズ」と惨状を報じている。 『西高柳稲荷神社記』によると氏子部落の祓川と新開に漸く「籾一二俵」を得たば かりと伝え、 また、

称ジテ伝フル所ニョレバ青キモノトテハーツモナク、松皮ヲ食シタリト云フ此ノ如キ大恐慌大飢饉大リケレバ、人畜ノ餓死 所ニ惣漸ク十二俵公蔵ニ相納ムル云々、当地方ノ籾ト称シテ僅カニ十二俵ノ収穫アリシノミナリト云ブに古老ノ実談下 享保十七年うんか災ニテ稲不熟ナレドモ、当稲荷五社大明神ノ産地下高柳村ノ内、祓川ト云フ所、 此ノ如キ状態ナリシニヨリ、田畑ハ再ビ荒蕪ニ帰シ 或へ他地方=離散スルモノアリ、或ハ之レが原因トナリテ病死スルモノ、資材ヲ失フモノ等非常ニ多カ 田アレ ド耕サズ 庶草蕃蕪スレドモ除カズ 又新開ト云フ所二ケ

トナリヌ、然レドモ救護米等ノ給与アリテ漸ク生ヲ保チタル、(『稲荷神社記』)

此年(享保十七年)秋らんか稲付タネナシ、 喰物ナク人多ク死ス、 其故、御公儀ニ壱粒モ不納、其故うゑぶちいただき、 (『永代日記覚』)

する魚がとれなくて災害の打撃が大きかったものと思われる。 海水の流入する場所でもある。また、 被害の集中した筒井村・浜村は、重信川・国近川・長尾谷川の最下流に位置し、洪水の集中する所であり、 、浜村は、 ほとんど漁師であり、 長雨によって漁に出られず、 米と交換

のとおりである。 松前町には、 一六寺院がある。 それら寺院及び松前町周辺の寺院の享保一七年の死亡者は、 第3表

沙明和八年(一七七一)判鑑帳によれば、一六寺院の外に、徳善院(筒井真言)、滝本院(永田天台)、大行院(大間天台)、浄西院(筒井天台)。 砂明和八年(一七七一)判鑑帳によれば、一六寺院の外に、徳善院(筒井真言)、滝本院(永田天台)、大行院(大間天台)、浄西院(筒井天台) 長順坊(中川原真言)、教学坊(鶴吉真言)、佐京坊(鶴吉天台)、 山伏修験道で檀家は持たなかったようである。 徳善坊 (徳丸真言)、 仙蔵坊(永田天台)、 明吟坊(昌農内天台)があるが

『伊予史談』第一四八号に発表された柳原多美雄「享保の飢饉について」によると、 享保一七年(一七三二)

七月一五日次のような報告がある。

伊予郡代官為注進罷越

浜村 麦作皆無稲大痛 皆無 餓死者八人出る、北川原村麦作皆無稲大痛皆無 餓死者三人出る、

筒井村麦作皆無稲大痛 皆無 餓死者十五人出る、

西古泉村麦作皆無稲大痛皆無 餓死者二人出る、

100

99

44

27

48

17

16

12

34

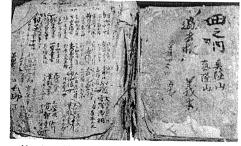
92

23

139

68

11



旧松前地区の餓死者で総数ではな

(上記四寺の檀家内死亡者八〇

も正確でない)。

たとえば、

垣生村は、

大智院 n

同年における大念寺・

大智院

善正寺

妙寛寺四寺の檀家内死亡者

は、

八五名である。

ただし、

第5図 儀光寺渦去帳 (三津) 11月2日の項に「道休信士外に七人 聖霊あり」として同日に8名家族全 員が餓死したことを示している。



(垣生) 向かって右、古碑 (通称うんか塚) 左、昭和44年11月再建のもの 「子丑両歳当村六百員餓死之霊」と ある。同寺内陣には「三界万霊供養 位牌」をつくり丁重にまつっている。

釣吉村麦作皆無稲大痛 神崎村麦作皆無稲大痛 皆無 皆無 餓死者二人出る 餓死者五人出る

三五名となる。

れによると、

七月

五.日

でに松前

地区六

カゝ

村に

お

て麦は

収

穫

な

0

収穫も皆無確定、

餓

死人は

(人五名)

前地区の被害が

か

K 大き

たか

が

わ

かる

(町内寺院過去帳によるとさらに多くなる

た餓死者、

浮穴郡

一二名

温泉郡五名

(他に重病

关

五名)、

久米郡

享保16 17 18年松前地区及び周辺地域死亡者数調査 第3表 4月 6月 7月 8月 9月 10月 11月 12月 3月 松前町 88 53 27 311 大念寺 2 2 5 2 6 29 86 2 6 33 57 106 74 293 15 大智院 3 1 0 71 169 16 22 28 13 10 西汉寺 10 15 2 35 46 1 122 16 ٥ ٥ ٥ 2 3 12 天长寺 0 0 0 6 3 8 14 40 40 6 净連寺 0 0 3 2 10 11 0^j 長楽寺 栄養寺 3 5 9. 15 27 拗福寺 0 0 0 1 0 0 0 0 1 0 THE PRESENT 理正院 車 感景寺 静山町 3 3 9 15 大興寺 2 3 28 22 大西町 安養寺 0 2 0 0 0 2 0 1 0 0 5 3 13 9 19 101 町 3 寺、長浜町 1 寺、計38寺の過去帳を調査し、そのうち17寺を挙げたものである。 (2) 図中空欄は、「過去帳の都合、その他により、数を計ししなかった個所である。

- 砥部町3寺。中山町2寺、双海町1寺、大西
 - (3) 松山市本町4丁目の浄蓮寺は、松前より移転した寺院で、現在も、北川原、塩屋に多数の檀家をもって いる。また。西垣生の長寧寺は「往時」松前地区と密接な関係があった。古三津の儀光寺は「環境が、松 前地区と類似していて飢饉の被害状態が同じ様相を呈している。
 - (4) 伊予市栄養寺は、松前地域に隣接しているが、藩を異にするため、ほぼ同規模、同宗の大念寺と比較す るため選んだ。増福寺は、当時、大洲曹渓院主の隠居所であり、檀家は役人のみに限られていた。享保年 間20年の間に死亡者は5名にすぎぬ。「土1人も死なざる……」好例か、
 - (5) 中山町の二寺は、山間部の被害状況が18年にくり延べられていることを示している。
 - (6) 大西町は、藩の東端であるが、安養寺付近では、改庄屋、井手家の「友救い」が効果をあげている。松前 町横田の天長寺と同規模であるが、約7分の1の被害にとどまっている。
 - (7) 砥部町麻牛の理正院は、松前地区と交流が深かった(俳句の項参照)。某門によると享保17年死亡者は38 名となっているが誤りである。
 - (8) 真言宗、禅宗の過去帳は、日別に死亡者を記入しており、年度順になっていない。したがって記入した か、消磨し薄れて年度、干支不明の簡処がかなり多く、死亡者を正確、厳密に把握できないところもある。 (9) 寺院によると、新たに書き変えており、原本が破損して校合不可能のところもあった。
 - (10) 死亡者が、全員餓死ではない。飢饉のための餓死は本格的には、6月ころより漸次はじまり、厳寒の11 月、12月、翌18年の1月2月ころが餓死者が続出していることがわかる。寺院によると「病死」「餓死」と注 記しているところもある。
 - (11) 松前大念寺、大智院、善正寺、妙寛寺 4 寺の死亡者は従来801名といわれてきているが、正確でない。現 存する過去帳によると785名が正確な数である。
 - 享保17年の 松前地区16寺院の死亡者は、現存する過去帳によると総計1,829名である。
 - 『当時、松前地区には、神宮寺、東林寺、教安寺、教願寺。道光寺、真光寺等現在廃寺となっている寺院 があったから、死亡者の実数はさらに増加するものと思われる。
 - 14 表中「不明」とあるのは、戒名のみあって死亡月日等記入のない霊である。(例 萱田妙不信女享保子歳17日)
 - 119 18年後半及び19年以降、死亡者は激滅する。 大智院に例をとると、19年20名、20年6名、元文元年6名 元文2年9名となる。

と思われる。 死亡者を供養しているが、 地区においても同様のことが 立地条件を同じくする垣生村の被害の大きさが推測される。 のもつ明治二年 同年、大智院過去帳による垣生村の死亡者は一五四名で、 直接食料品を生産しない地域の悲劇といえよう。 (一八六九)の 漁業地域は浜村と同じように大被害があっ いえる。 『宗門改帳』によると、 儀光寺は、 同年二八一名に上る檀家内 檀家数は一九九軒で これは、 松前浜村と たも 古三津

(『四寺院過去帳』)。 一家の生計を支える成年男子と、 これによると、 筒井村 全員が松前地区の住民ではないが、 • 児童三七%、 浜村四寺院の同年における檀家内の死亡者数であ 成年女子二四%、成年男子 三九%とな 被害の大きさが想像

者

のように松前地区から移転して多数の檀家を有する寺院があったから、 [定できないが、松山藩内餓死者三、四八九名の五二%強にあたる。一○月以降の死亡者は、全員飢えが原因 (西古泉真言宗、金蓮寺とともに玉生八幡大神社別当) 真光寺(黒田、真言宗現宗通寺は塔頭の一) (中川原真言宗護摩堂のみ吉祥寺に残る) 一六の寺院の過去帳に記載された享保一七年の死亡者は、 享保年間まであったこと確実) 松前地区には、 男女児童の死亡が多い。 教願寺(西高柳日蓮宗)等があり、 現在残る一六寺院のほかに、 教安寺(昌農内宗派不明現在ホノギ、

--

八二九名に及ぶ。

全員餓死とは

東林寺

名称の

智院過去帳』によると、

これら寺院に葬った人々をあわせる

松山市本町の浄蓮寺

とみて差支えないものと思われる。

第4表 筒井浜村4寺院の享保17年死亡								
年齢別 寺院	童 子 女	成年女子	成年男子	計				
大念寺	134	62	115	311				
大智院	113	80	100	293				
善正寺	40	41	88	169				
妙寛寺	4	4	4	12				
計	291	187	307	785				

(大念寺の死亡者のうち、今津8名、替地2名、北 郷2名、三津1名を除く他は浜村死亡者)

と松前地区の餓死者はさらに増加しよう。

五六軒であまり変わりがない。)。 村だけの大智院檀家は、 四四年後の享保一七年にもたいした変動はなかったものと推定される。 『井村は、『伊予郡廿四ヶ村手鑑』によると、 五四軒、 二二二人である(昭和五三年(一九七八) 元禄元年 \bigcirc 六八八)に家数一七五軒、 『大智院宗門帳』によると、 現在の大智院筒井在住の檀家 人口 七六六名であっ 筒井

者を失った家庭が半数以上に及び、 宗門改めの家軒が享保年間より減少しているのは、 から類推して、 大智院だけの筒井村檀家の享保一七~一八年死亡者は第5表のとおりである。 農夫弥三右衛門は、享保一七年一〇月から一二月の三か月間に母親と子供四人を亡くして 筒井村では、 半数以上の者が餓死したものと思わ また、子供の死亡が四二%近い。 一家全滅が多数あったためと思わ れる。 筒井宗意原の れる。 明治二年(一八 『妙寛寺過去帳』 一家の生計保持 云 九

破綻させたものであろう。伝統の「売魚婦」もできず袖乞いもならず、拱手餓死した家庭も多か 一軒が掘立て小屋に住む貧困さであった(『伊予郡廿四ヶ村手鑑』)。 餓死している。 (多くの家類をもつ吉良兵衛とは別) 浜村も大きな打撃を受けた。元禄元年(一六八八)一九二軒、 さらに、 『大念寺過去帳』をみると、 ι, たましいのは、『大念寺過去帳』に死亡の月日の記入のない餓死者二七名を載せてい また、 新立の仁兵衛宅では、 同寺檀家内死亡者の九五%は浜村の人である。 は 一〇月二〇日から一一月二三日までの一 一○月一七日に妻子ともども五人が同日に餓死して 七四五人の人口であるが、 長雨による漁撈の中止 新開地の吉良兵衛 か月間に本人と三人の は、 約六八%の一三 ったも 一挙に生活 ることであ のと思わ ζ, (北川 を 原

40	-3 1014		-10	1 / C	H CO.TH	20-1 1 1	471 1170 C	- CI (IE	9 / 1	13.	, 18.W	. /	
氏 名	本人	麥	子	兄弟 姉妹	父 母 その他	計	氏 名	本人	装	子	兄弟 姉妹	父 母 その他	計
伊右衛門	1					1	九右衛門	1					1
市郎兵衛		1				1	九兵衛			2			2
オッヤ					1	1	五 助	1	1	1			3
ヲ リ ク	1					1	LL良兵衛		1			10/2	1
シ シ 子	1		2			3	小右衛門	1	1				2
ヺ ショフ	1					1	五兵衛		1	2			3
サン			1			1	五 兵 衛 (休心大徳)	1	1	4			6
ヲ゚゚゚゚゙゚゚゚゚゚゙゚゚゚゚゚゚゚゙゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚	1					1	小左衛門					' 1	1
勘助			1			1	権左衛門	1	7	2			3
妣 兵 衛			1			1	権七	1	ł.j				1
勘右衛門		1				1	作右衛門	1					1
吉良 兵 衛 (常連信士)	1		2			3	佐 五 兵			1		,	1
吉良 兵 衛 (故心信士)	1					1	三右衛門	1	1			1	2
久 助	1	1	1			3	三右衛門(浄宗信士)	1	1,			,	2
吉 兵 衡		1				1	作 兵 衛 (浄円信士)					1	1
久左 衛 門	111			1		1	次良右衛門 (体本信士)	1					1
次郎右衛門 (一道信士)	1	1	3	1		6	半右衛門			3			3
七左衛門	1		2			3	八兵衛		1	-			1
基右衛門			2	1		3	平 助	1	-	-			1
甚 兵 衛	1			1	1	3	平蔵			1			1
西連坊			1			1	武兵衛	1		2			3
甚 太 夫			1			1	六 助		1				Ϋ́
七 助	i					1	六 蔵	1		3			4
善右衛門	1	1	3			5	与左衛門					1	1
沿兵衛			1			1	利左衛門					1	1
善兵 衛	1				1	2	半 兵 衛		1	2			3
洲 運	1					1	弥次兵衛				1		1
游 助					1	1	復有權門	1					1
長右衛門	1		<u> </u>		7	1	長 兵 衛	1					1
似右衛門		1	3	1		5	太良左衛門	-	1				1
仁右衛門	\$1.1 11.1				1	1	弥三右衛門	1					1
位 助	1					1	63戸	33	18	47	6	9	113
TIGOR Y				·									

体心大徳(五兵衛)の6人は12月26日同日に餓死。

- 家系が絶えた所も多くあったものと思われる。次良右衛門(一道信上)は8月24日姉を亡くし、10 月2日本人と子供2人同日に死亡、つづいて、11月13日子供、12月11日子供が相ついで亡くなり、残 った妻は翌18年2月8日死亡、一家は絶えた。

○ 「作兵衛」は、義農作兵衛とは別(浄円信士)、義農作兵衛は古泉金蓮寺の檀家で「道葉信士」または 「道英信士」という。

第5表 享保17~18年大智院檀家内筒井村死亡者(筒井村の惨状)

換えなければならない 『大智院過去帳』 に記 漁師の悲劇であろう。

第7図 横田供養地蔵尊

享保大飢饉後5年元文 2年(1737)安置され た。横田村は慶長2年 (1597) 疫病、享保17 年(1732) 大飢饉、横 田川の氾濫で疲弊し た。

明治初年まで当地区随 一の貧村といわれた (『伊予善行録』)。

畑を持たず、 直接作物を作る田 た「三四良宅」 魚を米に

様の運命をたどったものと思われる。 の五人同日死亡、 横田村は、 条里制の痕跡の顕著に残る地域で、 「次良右衛門宅」の家族九人同日死亡、 くから開拓され、 「源右衛門宅」の四人同日死亡は、 比較的富裕の地と推測されるが、 今津漁師で 享保 同

て大打撃を受けた昌農内玉生組も、 南黒田 のホ (新谷領、後、天明元年大洲領) も大きな打撃をうけたようである。 「松原」 地区に古墳があったの 同年に供養地蔵尊を安置 は、 恐らくは享保大飢饉 している。 の 供養碑と思われ 国近川の出水と、 る。 5 刑場で L カゝ に あ ょ

に再建されず、 の檀徒であるが 大飢饉によ

明治初年まで影響が残っ

た

(歴史の項・

篠崎謙九郎の項参照)。

2

て壊滅的な打撃を受けた地域である。

当時人口二百人余、

若干の家庭を除き、

大部分が天長寺

たもの

と思わ

れる

(『天長寺過去帳』)。

以来、

容易

享保飢饉によって約六〇%以上が死亡

たという口

位置的に疑問があり信じ難

(『郷土誌岡田村』)。

恵久美『西沼寺過去帳』の奥書きに、

享保大飢饉後、

九七年後の文政一二年(一八二九)

1403

時の住職宥信

0

第四章 松前地区飢饉の惨状

であろう。
以後も、永久に法要を営むことを期待した記録
おの餓死者百余名の供養を毎年欠かさず執行し、

※岡田村江頸村永田野 今月今日法界万霊

两縁餓死人聖霊之戒名扣 ※岡田村江頸村永田村有無

死亡者の法名を列記する。)

文政十二丑年 (注※死亡者の法名を列記する。

十月 吉祥日 宥信代恵久美の小字)

一个月个月本月本日村有血 四届村江照村永田村有血 電會日不相相爱写 四個 電會日不相相爱写 四帳



第10図 玉生供養地蔵尊 宝暦4年(1754)8月 に安置、今も供養がつ づけられている。



第9図 南黒田供養地蔵尊 宝暦4年(1754)3 月安置、今に供養が つづいている。

西古泉も被害が大きかった。

長徳寺過去帳にみると、

同年一二月二六日、

重藏は、

子供四人を餓死させるなど甚だしい惨状を記載している。

正確な資料は欠くが、

松前地区はどの村(部落)も同じように、大きな被害を受けたものと思われる。

享保一七年一一月二二日、

作五右衛門は妻子五人餓